

# **小規模企業共済制度の今後のあり方について**

**平成20年3月10日**

**中小企業政策審議会経営安定部会**

## 目 次

はじめに

共済金及び掛金の額等の検討について …………… 2

1. 制度の趣旨について
2. 共済金の額について
3. 共済資産の運用について
4. 掛金の額について

その他、制度の検討について …………… 6

1. 制度の基本的考え方
2. 加入資格について
3. 共済事由について
4. その他

はじめに

小規模企業共済制度は、昭和40年の創設以来、経営基盤が脆弱で経営環境変化の影響を受けやすい小規模企業者が、相互扶助の精神に基づき、事業廃止、退職、転業等に備えて、生活の安定や事業の再建の資金を準備するための制度として、大きな役割を果たしてきている。

その間、本制度に基づき支給された共済金は約6兆円にのぼり、この小規模企業者への資金供給によって小規模企業者の経営の安定と健全な発展に大きく寄与してきた。その結果、平成18年度末時点の在籍者数は約125万人、共済資産の規模は8兆円を超える事業に成長した。

現在の日本経済は、戦後最長となる景気回復を続けてきたが、一方で、小規模企業を取り巻く環境は依然厳しいのが現実である。

本制度は、個人事業主や小規模企業の役員が廃業や退職等によって事業の第一線を退いたときに、その生活安定等のための資金を確実に提供する制度であり、その意義は引き続き変わらぬ重要性を持っている。

こうした意義にかんがみ、国は、財政面、税制面から所要の支援措置を講じ、制度の着実な発展に努めてきた。今後とも、制度の長期的安定の確保を図り、小規模企業者にとって、より安心、安全かつ効果的な制度として確固たる基盤を形成していかなければならない。

中小企業政策審議会経営安定部会では、このような小規模企業共済制度の現状及び意義の下で、共済金を巡る財政状況、加入資格、共済事由等について審議をし、小規模企業共済制度の今後のあり方についてとりまとめたものであり、当面の基本方針を示したものである。

## 共済金及び掛金の額等の検討について

### 1. 制度の趣旨について

本制度は、小規模企業者(従業員20人以下の個人事業主又は小規模企業等の役員)が廃業や退職等により事業の第一線を退いたときに生活の安定や事業の再建を図るための資金を予め準備しておく制度であり、相互扶助の精神に基づき、自ら資金を拠出して行われる任意の制度である。

### 2. 共済金の額について

#### (1) 小規模企業共済事業の収支状況

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、単に「中小機構」という。)は、本共済制度に係る経理処理の中で、必要な責任準備金を積み立てることになっているが、平成18年度末決算での状況は、5,026億円の積み立て不足(以下「累積欠損金」という。)となっている。この主な原因は、共済金額の予定利率が法定されていたため、市場の運用環境の悪化に機動的に対応することができなかったためである。共済金額の給付水準である予定利回りについては、制度発足以来6.6%であったものを、平成8年度に4.0%に、同12年度に2.5%に、同16年度からは1.0%にそれぞれ引き下げたが、昭和62年以降17年の間は、決算利回りが予定利回りを下回っていた。

このため、累積欠損金については、平成16年度末決算では8,883億円であったが、

- ・平成15年に小規模企業共済法が改正され、共済金額の決定が政令に委ねられ、従来に比べて機動的な運営ができるようになり、平成16年度に予定利率を1%に引き下げたこと
- ・近年の景気回復等を受けて資産の運用実績が改善したこと

等により、平成18年度末には5,026億円にまで圧縮できたところである。

#### (2) 基本方針

本制度を長期的に安定維持するためには、上記累積欠損金を解消することが不可欠である。同時に、本制度への加入者の利益の確保と一層の拡大が最優先課題である。

この累積欠損金は、次の条件を前提にした試算では、平成23年度頃には解消されることが見込まれる(資料1)が、解消の時期は運用環境によっても変動し、平成19年度決算において累積欠損金が大きく拡大した場合には、解消の時期もずれ込む可能性が高くなる。

#### 平成23年度前後に累積欠損金が解消できるための条件

共済金の予定利率は現状の1%を維持し、付加共済金の支給は引き続き見合わせること。

運用利回りは、平成19年度を含む決算利回りの平均で2.52%(現基本ポートフォリオの期待運用収益率)を確保すること。

現在の共済事由発生率(「A共済事由」2.68%、「B共済事由」1.03%、「準共済事由」0.23%、「解約事由」1.30%)に極端な変化が生じないこと。

共済金は、「基本共済金」と毎年度の運用収入等に応じて計算される「付加共済金」とによる二階建て方式で支給される。しかしながら、前記収支状況にかんがみれば、累積欠損金の解消に目途が立つまでの間は、基本共済金の支給は現在の水準(予定利率1%)を維持すべきであり、また、付加共済金についても給付する環境にないため、引き続きゼロとなるのはやむを得ない。

この措置により、累積欠損金が改善され、制度の長期的安定を確保し得ることが見込まれることとなった場合には、共済金の支給水準等について迅速に見直しを行うべきである。

なお、共済金の給付水準の据置や付加共済金の支給を見合わせることは、本制度の魅力を相対的に減じることにもなりかねない。中小機構は、累積欠損金の解消に最優先で取り組み、まずは付加共済金の支給環境を整える必要がある。

(参考1)平成15年参議院経済産業委員会での経済産業副大臣答弁(抜粋)

予定利率の引上げは、資産運用環境に係る将来見通しが好転して共済財産収支の改善がなされて、予定利率を引き上げても本制度の長期的安定性を確保し得ることが見込まれることとなった時点で検討すべきことではございますけれども、そうした検討をした結果、予定利率の引上げが適当だという結論が得られました場合には、今回の法改正の趣旨を踏まえまして、迅速に予定利率の引上げを実施することが可能でございます。

### 3. 共済資産の運用について

#### (1) 資産運用の現状

共済資産の運用状況を見ると、制度設立当初は元本保証債券、確定利回り債券、定期預金等により運用されていた。その後、予定利率を確保する観点から、昭和62年には単独運用指定金銭信託、平成元年には生命保険資産、平成8年には特定金銭信託が資産の運用対象として追加されてきた。

平成18年度末の本共済事業の資産残高は8兆円を超え、その運用の構成比は、国内債券(簿価)68.1%、国内債券(時価)8.0%、国内株式4.9%、外国債券3.8%、外国株式4.2%、生命保険資産5.0%、融資経理貸付金4.5%、預金1.6%であった。

こうした運用の結果、直近5年間の決算利回りを見ると、国内債券、生命保険資産等の利回りが低下する傾向にあったことから、平成14年度1.83%、平成15年度1.39%であったが、近年は内外株式市場が好調に推移したこともあり、平成16年度2.14%、平成17年度4.96%、平成18年度2.26%と、平成16年度以来、決算での当期純利益は黒字を計上し、累積欠損金の解消に大きく貢献している。

#### (2) 基本方針

中小機構は、小規模企業共済資産運用の基本方針を策定し、外部有識者から成る資産運用委員会において効率性を検討・検証された基本ポートフォリオに基づいて

共済資産を運用してきている。

この資産運用の効率性については、給付水準の変更や大幅な運用環境の変化等がなければ大きな変化は想定しづらいところではあるが、運用結果が財政に与える影響は大きく、基本ポートフォリオについて資産運用委員会の専門家が行う総合的分析・検証は一層大きな影響と重要性を増すことになる。

共済資産の運用については、もとより安全かつ確実な運用方法であることは言うまでもない。中小機構は、引き続き資産運用委員会の適時適切な運営に努め、同委員会の助言に基づく基本ポートフォリオを基本としてより効率的な資産運用を行わなければならない。また、足下での市場環境の低迷等不確定要素はあるものの、次期中期目標期間(平成21年4月～同26年3月末)中に累積欠損金を解消するよう、適切な資産運用を行うべきである。

#### 4. 掛金の額について

##### (1) 掛金月額の見直し

本共済の掛金月額は、1,000円以上であって500円に整数を乗じて得た額であり、70,000円が限度である。その全額は所得控除される。

(参考2) 確定拠出型年金の所得控除は、月額68,000円まで。

掛金月額の見直しに当たっては、従来から事業所得者一人当たりの所得額や消費者物価指数の状況のみをみて検討されてきている。それぞれの指標について、平成18年の状況を対前年比で見ると、事業所得者一人当たりの所得額は2.1%、消費者物価指数は0.3%と微増であるが、平成17年までの傾向は、事業所得者一人当たりの所得は平成12年以降、消費者物価指数は平成10年以降、長期にわたり逡減してきている。(資料2)

また、今回行ったアンケート調査の結果では、掛金月額の限度額の引き上げを希望する者は増えてはいるが(平成14年調査では19.7%。今回調査では

24.7%)、75.3%の者は現状維持でよいと回答している。なお、在籍者の平均掛金月額は、約36,000円である。

## (2) 掛金月額についての基本方針

上記(1)の状況にかんがみ、掛金月額については現状を維持することとし、引き続き小規模企業を巡る情勢を注視していくこととする。

### その他、制度の検討について

#### 1. 制度の基本的考え方

本制度の根本的な考え方は、自ら掛金を積み立てることによって、廃業や退職等の場合に、より困窮度の強い事由に対して高い支給率の共済金を支給するものである。この思想は、次の共済事由別の支給率に反映されている。

本制度では、共済金の支給は、小規模企業者が事業の廃止や退職等によって事業の第一線を退いた場合の事由に応じて、「A共済事由」、「B共済事由」、「準共済事由」に構成され(参考3参照)、「A共済事由」が最も支給率が高く、「準共済事由」が最も低い事由になっている。

このような違いは、「A共済事由」の方が「B共済事由」より相対的に困窮の度合いが強いと考えられること、会社等の解散に伴わない役員の退任は事前の準備ができること、また、会社が存続しているため別途退職一時金等がもらえる可能性が高いこと、役員の退任は事業の廃止に比べて相対的に任意性が強いことなどの理由により、より困窮度の強い事由に対して高い支給率とする考え方によるものである。

#### (参考3) 共済事由の内容

- ・「A共済事由」; 個人事業の廃止や会社の解散による役員の退職の場合
- ・「B共済事由」; 役員の疾病、負傷による退職や老齢給付(65歳以上)の場合



- ・「準共済事由」；法人成りしてその会社の役員にならない、配偶者又は子への事業の全部譲渡、役員任意退職の場合

## 2. 加入資格について

### (1) 加入資格の現状

本共済の加入資格は、常時使用する従業員の数が20人以下であって、鉱工業、運送業、その他業種に属する事業を主たる事業として営む個人たる事業者及び会社等の役員である。(商業、サービス業の場合は、常時使用する従業員の数が5人以下。)

ただし、配偶者等の家族専従者や従業員、直接営利を目的とした企業活動を行っていない団体の役員等は加入対象とはならない。

#### (参考4) 掛金等の税制上の優遇措置

小規模企業者たる個人事業主又は会社の役員が本共済に加入した場合、その掛金額は全額所得控除され、共済金として受け取る場合も退職所得扱い(分割払いの場合は公的年金の雑所得扱い)の優遇措置が受けられている。

### (2) 当部会での主な意見

当部会では、本共済への加入資格について、事業承継の円滑化の問題と関連して、共同経営者としての家族専従者(配偶者専従者や後継専従者)も対象にできないか検討すべきではないかとの意見があった。

その意見に対しては、次のような意見もあった。

- ・ 小規模企業者に対する本制度に係る税制上の優遇措置を拡大するとすれば、本制度の対象ではない中小企業者との比較において、税の公平性という点で問題はないか。
- ・ 家族専従者が、本制度に加入している個人事業主と共同で経営していることの実態を証明できるのか。共同経営者という基準が明確化できるか。
- ・ 将来後継者になるかどうか分からない時点で後継者とみなして所得控除の対象と

し、その後後継者にならなかった場合はどう扱うのか。(後継者となったのかどうかの捕捉は自己申告に頼らざるを得ない。)

### (3) 意見の整理

本制度の趣旨は、小規模企業の経営者が廃業や退職等により事業の第一線を退いたときに、生活の安定等を図るための資金を予め準備しておく制度であり、より困窮度の強い事由に対して高い支給率により共済金を支給しようとするものである。

このような制度の中で、事業主と生計を一にする配偶者専従者をどのように扱うことができるかについては、共同経営者として明確に区別して扱うことができるかなど様々な観点からの問題が指摘されることは当部会の意見のとおりであり、共同経営の実態等を踏まえ、引き続き検討を加えていくことが必要である。

#### (参考5) 配偶者専従者の取扱についての経緯

- ・ 昭和43年から同57年までは、青色事業専従者である配偶者については、本共済制度の加入対象者となっていた。
- ・ 昭和51年から同57年にかけて、税制改正に関する議論の中で、税務当局との間で、青色事業専従者である配偶者として共同経営者たる実態があるにしても共同経営者として認定すべき明確な基準が必要であることが議論になり、共同経営者としての特質を示すメルクマルが見いだせないということで、昭和57年以降、小規模企業共済の加入対象とはしないこととされている。

また、本制度は、上記趣旨で記した性格の資金を予め準備することで、小規模事業者等が安心して現在の経営に専念できる環境を整えようとするものであり、共済金は、掛金総額とその運用益によって支給される制度である。

このように、本共済制度は事業承継の円滑化を図るための後継者支援施策として講じられるものではなく、事業承継の円滑化については、政府において別途総合的支援策を検討しているところである。

なお、本制度においても、個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約者の事業の全部を一人で譲り受け又は相続した配偶者や子に対しては、小規模企業者としての地位で掛金を通算することができ、引き続き共済の契約を継続することができる制度になっている。

(参考6) 中小企業庁の事業承継の円滑化のための総合的支援策

事業承継税制の抜本拡充……相続税負担の問題を解決するため、平成21年度税制改正で中小同族会社の非上場株式等の課税価格の80%に相当する相続税の納税を猶予する制度を創設する。

予算及び制度融資による支援……平成20年度から、事業承継のニーズに対応したワンストップサービスを行う「事業承継支援センター」を全国100ヶ所に設置するとともに、個人事業主向けを含め事業承継に係る資金ニーズに応える制度融資を強化する。

遺留分による制約への対応……遺留分の制約を解消するための民法特例等を含む新法を通常国会に提出する。

### 3. 共済事由について

#### (1) 共済事由の現状

本制度では、個人事業の廃止や会社の解散による役員の退職の場合(A 共済事由)、役員の疾病、負傷による退職や老齢給付の場合(B 共済事由)、法人成りしてその会社の役員にならない、配偶者又は子への事業の全部譲渡、役員の任意退職といった場合(準共済事由)といった事由毎に、支給率に違いを設けている。

#### (2) 当部会での主な意見

当部会の議論では、財政状況の改善を前提として上記共済事由の構成の見直しを検討していくべきとの意見や共済制度は加入者が安心して制度を利用できるようにすることが重要であり、制度設計の変更には慎重であって良いとの意見があった。

#### (3) 意見の整理

共済事由の基本的考え方に基づいて三類型に構成されている現在の共済事由を変更することは、小規模企業共済制度の根本にも関わる問題であり、また、本共済事

業の収支バランスに与える影響も大きい。

前記したように、本制度は累積欠損金の解消を当面の最優先課題としており、そのため共済金の給付水準の据置等の方針を検討してきたところである。少なくともこの課題の解決に目途が立つまでは、共済制度の構成の変更について検討するのは時期尚早である。なお、検討を行うに当たっては、制度の根本に関わる問題であるところから、慎重な準備と検討を行った上で対応すべきである。

### 3. その他

#### (1) 加入・脱退・在籍の現状について

本制度の加入・脱退・在籍の状況をみると、制度創設以降の新規加入者数のピークは平成元年度の約124,000人、脱退者(共済事由が発生して共済金を受給した者、現在受給している者、任意解約者等。)のピークは平成11年度の約90,000人、在籍者のピークは平成6年度の約1,500,000人であった。

平成18年度の加入・脱退の状況は、新規加入者が約58,000人(対前年比0.5%)、脱退者が約65,000人(同0.4%)と、脱退者が新規加入者を上回る状況は、平成7年度以来続いている。その結果、在籍者は、近年の減少傾向は緩やかにはなっているものの、約1,250,000人(同0.6%)となっている。

しかしながら、小規模企業者数に占める本共済への加入率を見ると、平成5年以来、33%前後で推移しており、際だった変化は見られない。(資料3)

#### (2) 加入促進活動について

今回行ったアンケート調査結果からは、最近の本共済への加入のきっかけは、経営に関して信頼できる相談相手(例えば税理士等)のアドバイスから本共済に加入する者が増えている状況が見られる。中小機構は、税理士団体や商工会・商工会議所の経営指導員等、日頃から地域の企業の相談に応じ信頼を寄せられる者やその所属する団体の営業力による協力を得られるよう一層努力すべきである。

本制度への小規模企業者の都道府県別の加入状況を見ると、上位都県と下位県

とでは大きな差が生じている。(資料4)現在、地域金融機関は、地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の取組において持続可能な地域経済への貢献を求められている。中小機構は、これら地域金融機関が進める施策との連携を強化するため、地域金融機関との業務提携を一層促進していくべきである。

また、中小機構は、全職員に対し、担当業務に限らず、小規模企業者と接触するあらゆる機会を通じて、本共済制度への加入促進のための営業を行うことを徹底し、同時に、例えば確定申告期間には確定申告取扱機関に職員を常駐させて加入を受け付けるなど、職員自らが直接受け付ける件数を増やしていくべきである。

### (3) 契約書と申込金の取扱いについて

小規模企業共済法では、共済契約の申し込みは、申込書に申込金を添えて行うことと規定しており、実務上は、契約申込書とともに申込金(現金)を一緒に出さなければ受け付けていない。

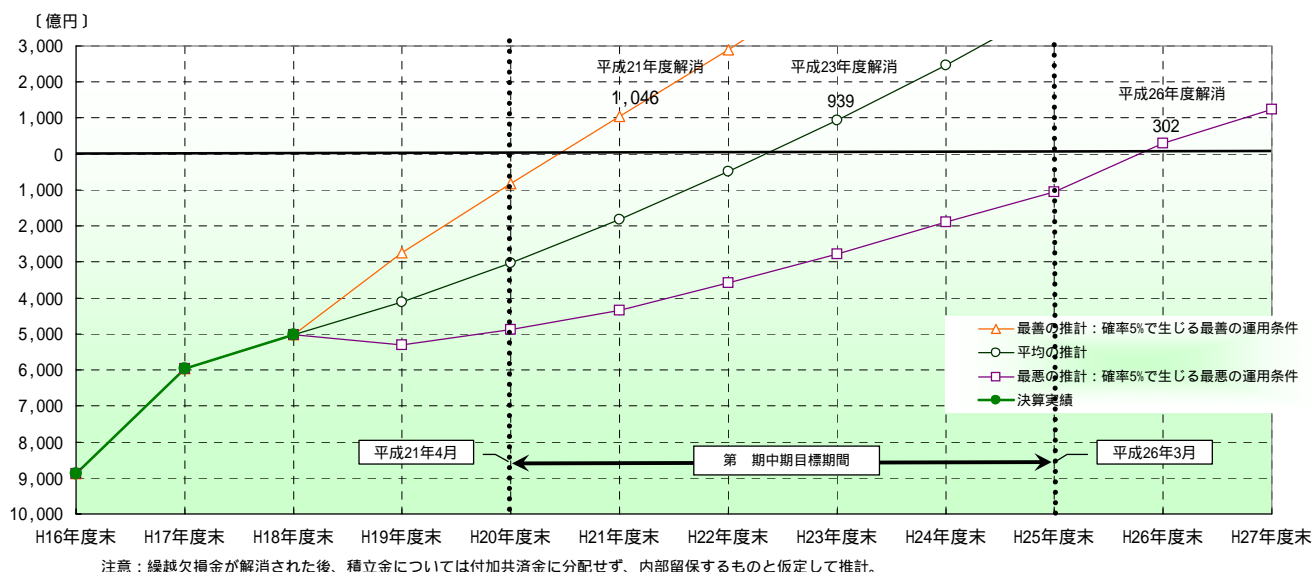
法律上の一般原則に沿って考えれば、本件の場合、契約書のみの申込みの場合は「申込みの予約」に当たり、実際に申込金が払い込まれた時点で中小機構が申込みを「承諾」したことになる。

実務上の取り扱いについても、新規加入者の利便性の観点から、このような取扱いを行うよう対応すべきである。

また、手続面の利便性向上と加入促進を図るためには、クレジットカードによる掛金支払いやインターネットによる加入手続を取り入れることの効果について検討し、実施に向けた検討を行っていくべきである。

~ 以上 ~

新ポートフォリオによる責任準備金積立金（累積欠損金）のシミュレーション（最善・平均・最悪）



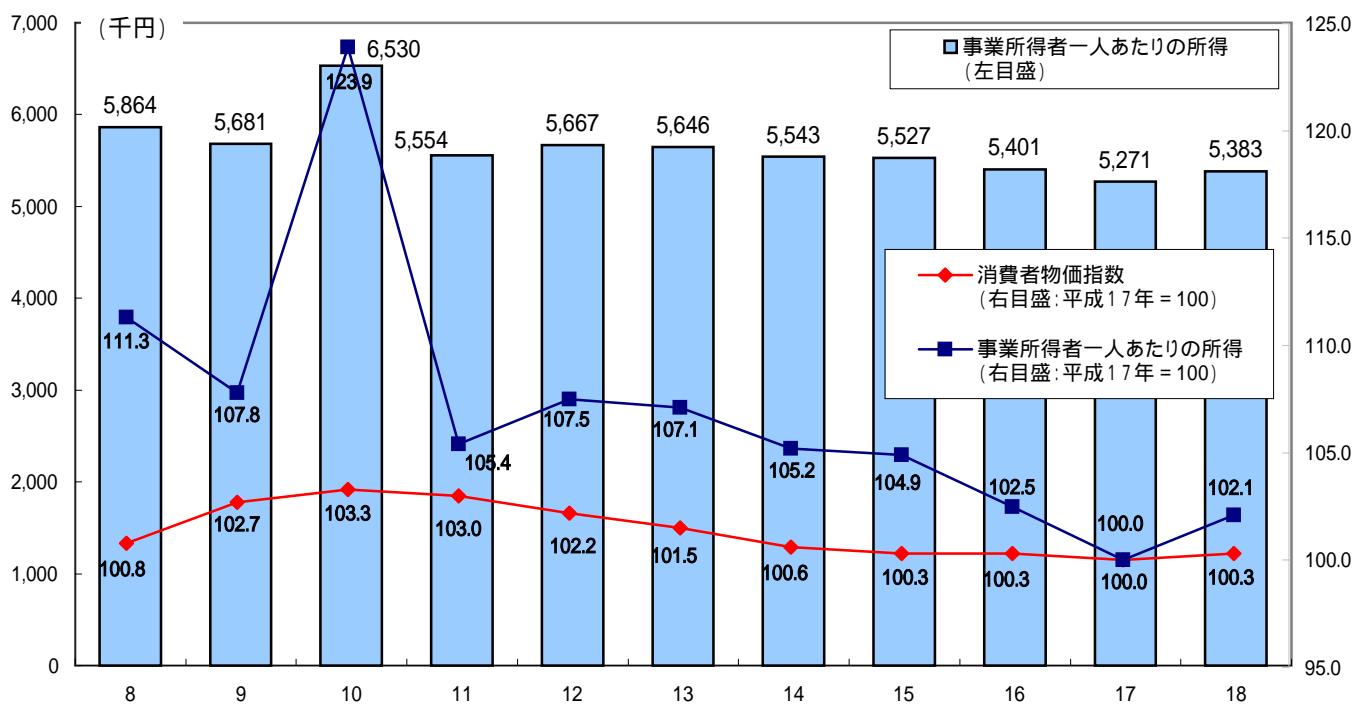
新ポートフォリオ（平成20年度から移行）による責準備積立金・積立水準・運用利回りの試算表（最善・平均・最悪）

		H16年度末	H17年度末	H18年度末									
決算実績	積立金〔億円〕	8,883	5,955	5,026	H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末
	積立水準	0.896	0.930	0.942									
運用利回り（％）		2.14%	4.96%	2.26%									
最善の推計：確率5%の最善の運用条件		積立金〔億円〕			2,747	828	1,046	2,886	4,874	7,299	9,714	11,927	14,557
		積立水準			0.968	0.990	1.012	1.034	1.058	1.088	1.118	1.145	1.178
		運用利回り（％）			3.92%	3.29%	3.18%	3.09%	3.21%	3.66%	3.56%	3.26%	3.64%
平均の推計		積立金〔億円〕			4,122	3,022	1,813	493	939	2,472	4,112	5,819	7,640
		積立水準			0.952	0.964	0.978	0.994	1.011	1.030	1.050	1.071	1.093
		運用利回り（％）			2.20%	2.33%	2.45%	2.56%	2.67%	2.76%	2.85%	2.89%	2.97%
最悪の推計：確率5%の最悪の運用条件		積立金〔億円〕			5,298	4,882	4,337	3,579	2,774	1,886	1,059	302	1,231
		積立水準			0.938	0.942	0.949	0.957	0.967	0.977	0.987	1.004	1.015
		運用利回り（％）			0.74%	1.50%	1.67%	1.94%	1.99%	2.08%	1.99%	2.64%	2.09%

積立水準 = 純資産 / 責任準備金

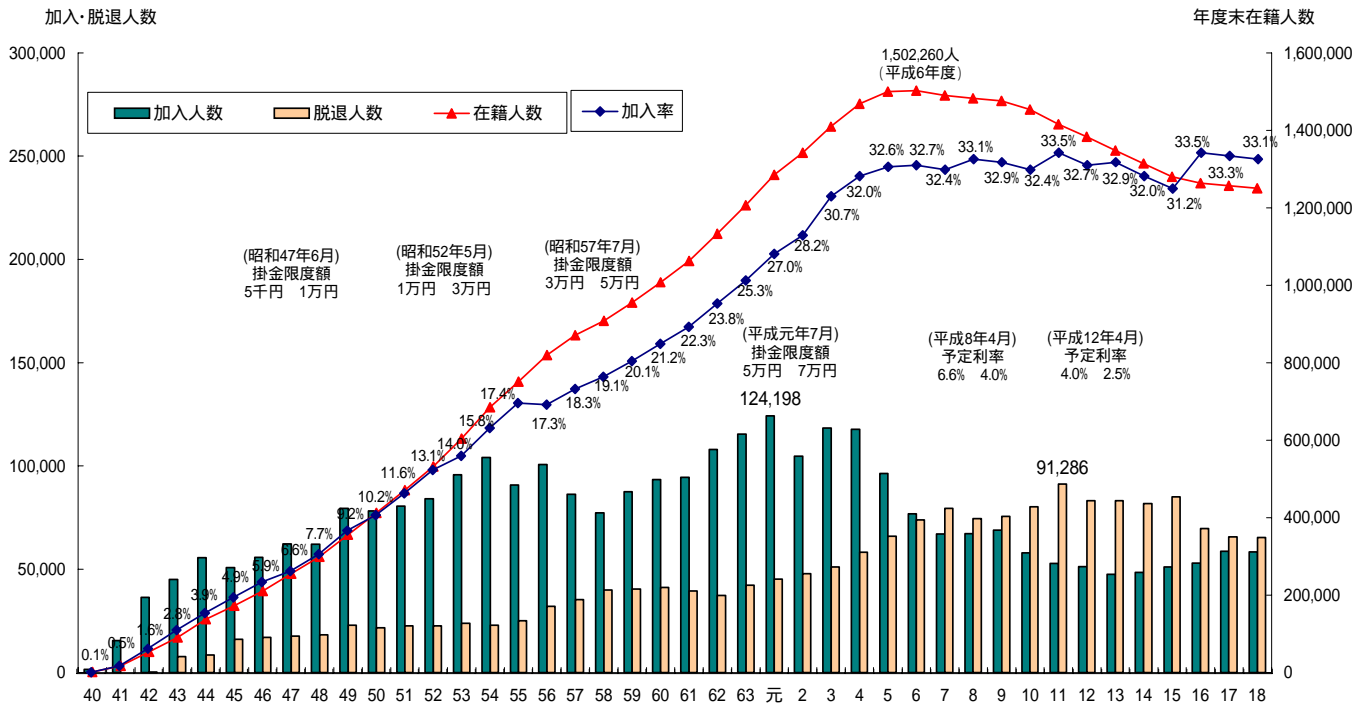
試算の条件は、上記運用利回りを確保できることに加え、共済の予定利率が引き続き1%であること。

### 事業所得者一人あたりの所得と消費者物価指数の推移



資料;

事業所得者一人あたりの所得: 国税庁「申告所得税標本調査」  
消費者物価指数: 総務省「平成17年基準 消費者物価継続指数」

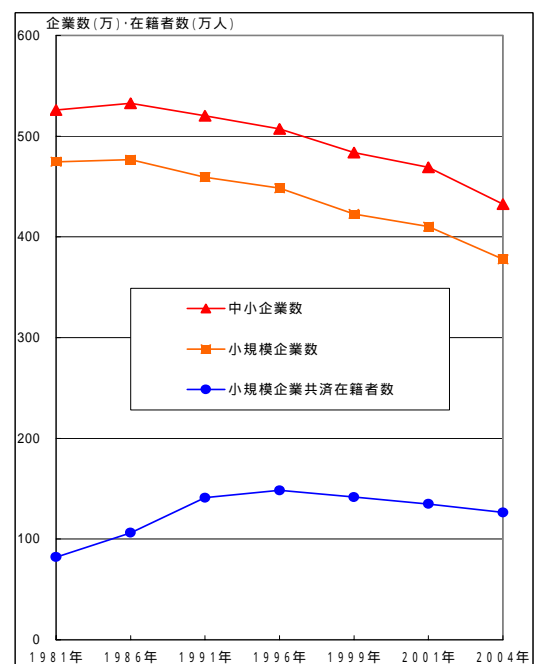


(資料3 - 2)

中小企業数の推移

西暦	中小企業		うち小規模		小規模規模企業共済制度 在籍者数		
	企業数	対1981 年度比 (%)	企業数 (a)	対1981 年度比 (%)	人数 (b)	対1981 年度比 (%)	加入率 b/a (%)
1981年	5,258,420	-	4,745,702	-	819,707	-	17.3%
1986年	5,327,128	101.3%	4,765,844	100.4%	1,062,614	129.6%	22.3%
1991年	5,203,589	99.0%	4,593,388	96.8%	1,409,403	171.9%	30.7%
1996年	5,072,922	96.5%	4,483,576	94.5%	1,482,612	180.9%	33.1%
1999年	4,836,763	92.0%	4,228,781	89.1%	1,415,218	172.6%	33.5%
2001年	4,689,608	89.2%	4,102,169	86.4%	1,347,607	164.4%	32.9%
2004年	4,326,342	82.3%	3,776,863	79.6%	1,263,727	154.2%	33.5%
2005年	-	-	-	-	1,256,743	153.3%	33.3%
2006年	-	-	-	-	1,249,740	152.5%	33.1%

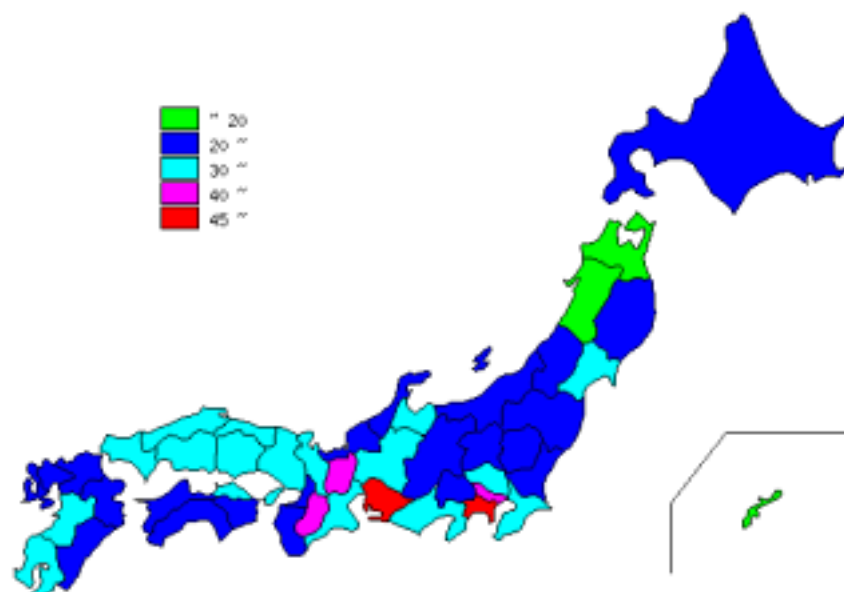
1 中小企業・小規模企業数は「中小企業白書」より(出典:総務省「事業所・企業統計調査」再編加工)  
 2 2005年及び2006年の中小企業・小規模企業数が公表されていないため、当該年度の加入率は2004年の小規模企業数をもとに算出している。





## エリア別普及状況

都道府県	普及率	都道府県	普及率
神奈川県	47.6%	石川県	29.4%
愛知県	47.5%	愛媛県	29.0%
奈良県	44.9%	大阪府	28.9%
滋賀県	41.8%	長野県	28.3%
東京都	41.5%	福岡県	28.2%
岡山県	38.5%	宮崎県	28.0%
広島県	38.1%	福井県	27.2%
山口県	37.8%	佐賀県	26.8%
静岡県	37.6%	新潟県	26.2%
香川県	37.2%	長崎県	25.9%
兵庫県	37.1%	和歌山県	25.9%
岐阜県	36.7%	高知県	25.0%
千葉県	36.4%	山形県	24.8%
島根県	34.0%	大分県	24.7%
熊本県	33.5%	北海道	23.7%
鳥取県	33.2%	群馬県	23.5%
三重県	33.2%	山梨県	22.5%
京都府	33.1%	岩手県	22.1%
富山県	31.1%	福島県	22.0%
宮城県	31.0%	茨城県	21.8%
埼玉県	30.8%	秋田県	19.9%
鹿児島県	30.6%	青森県	19.1%
栃木県	29.6%	沖縄県	16.7%
徳島県	29.6%		



普及率: H19.3末現在都道府県別在籍者(人数)/都道府県別企業数

都道府県別企業数: 中小企業白書(2006年版)付属統計資料より 第2表 都道府県別企業数(民営、非一次産業、2004年)

\* 上記都道府県別企業数は総務省「事業所・企業統計調査」(2004年)を中小企業庁にて再編加工した数値

## アンケート調査の概要

### 1. 実施状況

実施期間	平成19年2月初旬発送。2月24日締切。
調査対象者	在籍者 5,000件(平成元年以降の新規加入者であり、平成18年12月末現在の在籍者を無作為抽出) 脱退者 5,000件(平成14年4月から同18年12月末までの脱退者のうち、死亡及び機構解約を除いた脱退者を無作為抽出)
回収率	在籍者 1,421件(28.4%) 脱退者 1,017件(20.3%)

### 2. 主な内容

本共済制度への加入動機は、在籍者にあつては、「税制上の優遇」が29%と最も多く、貯蓄、廃業・退職後の事業資金と続いている。また、脱退者にあつては、在籍者と同じく「税制上の優遇」が最も多く24%、老後の生活保障、貯蓄、廃業後の生活資金、廃業・退職後の事業資金の備えと続いている。在籍者、脱退者とも加入に際しては、所得税法で掛金が全額所得控除されていること等への期待が高い。

共済金の受取方法については、一時金払、分割払い、両者の併用からの選択、また、分割払いの場合の支給月(2月、5月、8月、11月の各月)や支給期間(10年又は15年)について、大部分の者が現状で良いと答えている。

共済金の用途については、在籍者の75%は「老後の生活資金」として考えており、脱退者は「老後の生活資金」(46%)と「当座の生活資金」(42%)とする者が多かった。

急な資金需要(事業資金、生活資金)が発生した場合の共済金の扱いについては、在籍者の多くは解約せず貸付制度を利用したいと考えており、貸付制度の認知度も85%を超える高さである。

なお、急な資金需要に対応する仕組みとして掛金の一部取り崩しを希望する者は、平成14年度調査の66%から59.5%に減少した。

老齢給付の開始年齢（65歳以上）については、65%を超える者が現在のままでよいと考えているが、引き下げを希望する者も平成14年度調査の25%から31%に増加した。

脱退者の脱退動機の46%は個人事業の廃止であり、任意解約は12%であった。任意解約のうち95%の者は、売上減少により事業・生活資金が必要になったことをあげている。

500万円未満を受給した層は10%前後で、前回調査（14年度）に比べて3～7%低下している。

一方、500万円～1,500万円未満を受給した層は、前回調査に比べて2～3%増え、1,500万円以上の受給者は、前回調査の13.4%から24.0%と大幅に増加するなど、受給額の高額化傾向がみられる。

なお、平成18年度決算ベースの共済一時金の平均受給額は941万円/人（対前年比0.2%高）であった。